

日本人にとって「憲」「法」とは何か

閣議決定で集団的自衛権の行使を容認することのどこが最大の問題？

そもそも憲法解釈を変える資格など内閣にはないのです。憲法は国民から内閣をはじめするすべての国家権力への命令です。それが立憲主義であり、近代国家の常識です。内閣による解釈改憲は近代国家の常識に全く反しています。どうして我が国ではこんなことが起こるのでしょうか。

東北大学で働くすべての皆さん！

「法律」は国が国民に命令するものですが、現代的意味での「憲法」は、国民が国家権力に命令するものです。政府は憲法を守らなければいけません（立憲主義）。そして、日本国憲法は政府に対して国民の基本的な人権を侵害することと戦争することを禁止しています。また、「集団的自衛権」とは自国が直接攻撃されていなくても海外で武力を行使できる権利なので、長年、国会で「それは憲法違反だ」と何度にもわたって確認してきました。

しかし安倍内閣は、閣議決定で、集団的自衛権の行使を容認してしまいました。閣議決定とは内閣＝行政府の決定に過ぎません。憲法改正の手続きを踏まず、裁判所による憲法解釈の変更があったわけでもなく、法律の制定や国会決議さえないのに、なぜこんなことが行われてしまうのでしょうか。

我が国で「立憲」や「憲政」という言葉が使われ始めてから 100 年以上も経ちます。それなのに、日本にはどうして立憲主義が根付かないのでしょうか。私たちはこれからどうしたらよいのでしょうか。

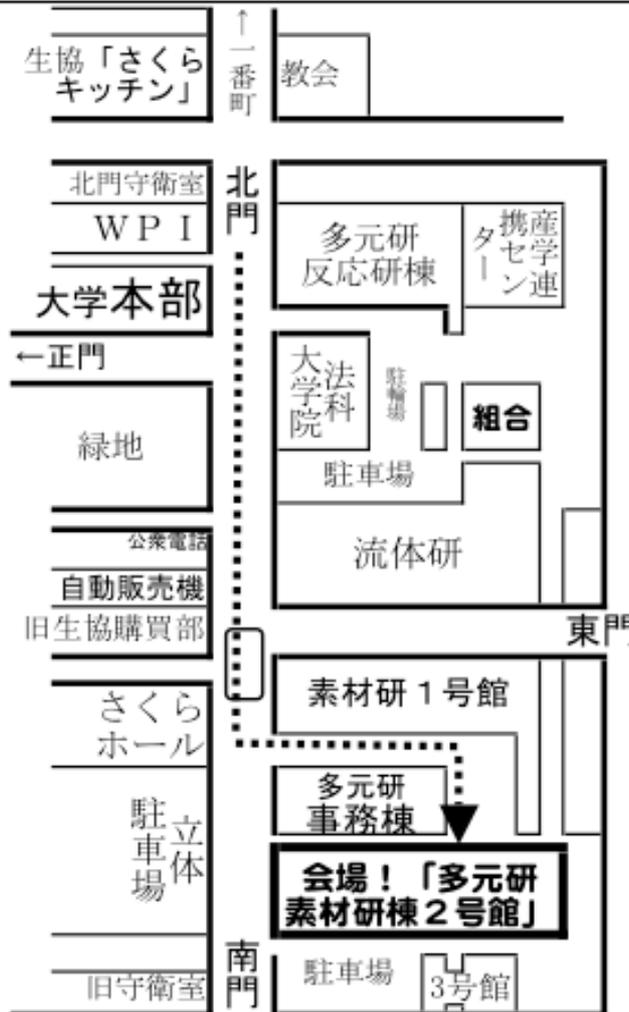
今回の憲法学習会では、日本法制史をご専門とする吉田正志先生にこのことについてゼミ形式で教えていただきます。吉田先生は何度も本組合の委員長を務められた方です。久しぶりに吉田先生を囲んで憲法と平和について大いに議論しましょう！どなたでも参加自由、無料です。

- ◆ 日時：2014年10月14日（火）18：30より
（質疑応答および討論を含めて1時間半～2時間の予定）
- ◆ 場所：片平キャンパス 多元物質科学研究所
素材工学研究棟2号館（南2号館）
1階103号室（セミナー室）
- ◆ 講師：本学名誉教授（日本法制史）・本組合元委員長 吉田 正志氏
- ◆ 演題：『日本人にとって「憲」「法」とは何か』

東北大学職員組合（電話 227-8888 fax227-0671 info@tohokudai-kumiai.org）

次ページに会場までの案内図を掲載しています。

片平キャンパス北門から多元研「素材研棟2号館」まで



[会場案内]

☆片平「さくらホール」の斜め向かいに多元研「事務棟」があり、周辺の案内図がありますので、ご覧ください。

☆「素材研棟2号館」は事務棟の裏側(南側)の建物です。

☆自家用車で来場の方は、素材研棟2号館南側の駐車場あるいは「立体駐車場」を利用すると便利です。

※夜間の目印として、北門から入り本部、法科大学院前を過ぎた後、右手の「公共電話」、旧生協購買部前の「自動販売機」は点灯しているので目印になります。それを過ぎると、「さくらホール」で、その向かいに多元研の「事務棟」入口があります。

